

# ディアコニア



## 束縛から解放された女性

牧師 森 史子

「偽善者たちよ、あなたたちはだれでも、安息日にも牛やろばを飼い葉桶から解いて、水を飲ませに引いていくではないか。この女はアブラハムの娘なのに、十八年もの間サタンに縛られていたのだ。安息日であっても、その束縛から解いてやるべきではなかったのか。」

(ルカによる福音書13章15〜16節)

主イエスは安息日に会堂で教えておられた。そこに18年間、病の霊に取りつかれ、腰が曲がったままの女性がいました。主イエスはすぐに彼女を呼び寄せ、病から解放されました。

長い間、病により不自由な生活をおくり、差別や偏見に苦しんできた女性を深く憐れみ、助けてくださったのです。彼女は喜び神を賛美しました。当然、

彼女が癒された姿を見た群衆も、驚きと喜びに包まれたことでしょう。

「解放の喜び」、これこそ、神の定められた安息日の本来の姿です。

ところが会堂長は、主イエスに腹を立てたのです。彼は主イエスが、安息日礼拝の最中に医療行為をしたと考え、赦せなかったのです。そして群衆に向かって

「働く日は6日ある。その間に来て治してもらうがよい。安息日はいけない。」  
と言い、主イエスを批判したのです

彼は安息日の中身より、形式や儀式(礼拝をすること・仕事をしないこと等)を守ることが正しいと言い張り、人々にも強いていました。

主イエスは、反対する彼らに答えられた。冒頭の聖句が、主イエスの言葉です。

「偽善者たちよ」と呼びかけ、安息日の真の意味と神の御心を明らかにしようとなさいました。彼らが安息日の規律を掲げて、差別や排除に利用していたからです。特に女性への差別は、人としての尊厳を無視して、女性が礼拝する権利も奪

うほどでした。

主イエスは、彼女に目を留めて18年間の苦しみを一瞬にして理解され、サタンの縛りからすぐに解いてくださいました。束縛している病、弱さ、偏見、差別、蔑視などに耐えながら、会堂でうずくまり祈る女性を、主イエスの方から見つけてくださったのです。

主イエスは、この女性を「アブラハムの娘」と呼んでいます。それは彼女が、神の契約の民・ユダヤ民族の一員であることを明白にして、彼女の人権を守ることもでもあります。

主イエスは会堂長たちに問い続けます。安息日でも彼らは、家畜に水を飲ませに行くのに、18年間もサタンに縛られてきた同胞の女性を、その束縛から解放することが、なぜいけないのかと。

「安息日であっても、その束縛から解いてやるべきではなかったのか。」  
主イエスのこの問いかけで、反対者は自分の罪が照らされて恥じ入り、群衆は、

主イエスの救いと解放に喜びました。なんと素晴らしい礼拝でしょう。

「安息日は、人のために定められた。

人が安息日のためにあるのではない。」

(マルコによる福音書2章27節)

私たちにとつての安息日は、主日、日曜日です。その日は教会に集い、主の十字架と復活により、罪と死の支配から解放されたことを喜び、神に賛美と感謝を捧げます。私たちは、どんなに頑張っても、自分を縛っている悩み苦しみを自分の力で解決することはできません。弱く無力なありのままの自分で、神の前に出て行きましょう。束縛からの解放の恵みを祈って。

私は牧師の他に、暴力被害を受けた私たちの支援活動にも、携わっています。どれほど時間が経過しても、女性への暴力は無くならず、更に悪質化していることに驚かされます。

今まで隠されてきた、女性への性的暴

力も明らかにされ始めています。しかし、その被害が甚大で深刻であることは、まだまだ理解されていません。被害は、子供や若年層に向けられていて恐怖さえ感じます。女性の人権を守ることは、女性の体と心の健康を守ることでもあります。様々な暴力、虐待に遭った被害女性が、隠れる・逃げる生活を送り、不自由な中で子育てをしている姿に接する度に、「これで良いのか」と、スツキリしない思いをしてみました。

「女性を守る法律が欲しい」——長い間、引き継がれてきた祈りです。祈りが、叫びになりました。

女性たちの願いが！支援現場の声が！今、風に乗って動き始めました。

5月19日「困難女性支援法」成立。女性を裁く法律が、女性を支援する法律に変わります。この新法によってベテスタ奉仕女母の家も、これから素晴らしい変革が実現することでしょう。婦人保護施設を運営する当法人の存在が、困難を抱える女性たちの光となって、今以上に輝

くと信じています。

その他にも、4月の「パワハラ防止法改正」で中小企業でも実施され、6月15日には「AV出演被害防止・救済法」も成立しました。これらの法律が誕生したことで、若年女性たちの心身の健康が守られますようにお祈りください。

社会福祉法人・ベテスタ奉仕女母の家の働きを見守ってくださいる皆さまに、感謝して祝福をお祈り致します。

(7頁よりつづく)

### 【いずみ寮報告】

2022年6月2日、参議院議員会館地下1階に「困難女性支援法制定記念」の看板が立てられ、いずみ寮利用者の製作品販売を行いました。利用者9人職員4人で、永田町に出向きました。沢山の議員の方々が買いに来て下さり、18万円ほど売れました。国会議事堂の前で記念写真を撮り、帰りに利用者の方々のお願いで、山本香苗議員の事務所も見せていただきました。

## 建て替えその後

かいた婦人の村施設長  
五十嵐 逸美

### 〓報告〓

かいた婦人の村建て替え事業の進捗状況ですが、現在入所者がある15都道府県を代表して東京都が予算措置を行い、各自治体は措置人数に応じた負担分を東京都に振り込むという形で調整が行われています。既に東京都には、建て替え事業に関する全ての審査書類を提出し、都及び国からの内示を待っている状況です。

ただ、ここに来て、いくつかの自治体からの同意が取れていないことを国から知らされました。事業実施に向けての足踏みにならないよう、関係自治体を回って担当者や知事に直接会う「お願い行脚」を計画しています。

2015年、寮舎が建っている土地の多くが、「土砂災害危険地域」に指定されたことに端を発して、居住施設の建て替

えの計画を開始しました。

今年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も成立し、2年後の施行日には、新しい建物で、困難を抱える女性の受け入れができるものと、大きな希望を持っております。

じつは3月に大変痛ましい死亡事故を経験しました。高齢の入所者が、昼休み中に「作業場に忘れ物をした」と仲間에게告げて出たまま、行方が分からなくなつたのです。地域の方々のご協力も得て捜索に当たりましたが、どの方向へ向かったか、目撃した人がいなかったことから、見つけてあげられませんでした。

今回の建て替え計画においては、出入りの状況の映像記録、モニタリング等、入所者への安全対策を徹底したいと思っております。

昨年12月に20歳前の若い女性を迎えました。またこの5月には、40代の方も迎えしました。どちらも、想像を絶するような被害体験から逃げて保護された方

です。古い建物の環境でお迎えすることが心苦しくはありましたが、お二人ともかいたの環境の良いところである、自然の豊かさや、様々な年代の方たちと共に暮らすことで得られる安心感を感じながら、自らの目標に向かって、一歩ずつ歩みを進めておられます。

しかし、限界があります。建物の構造物である軽量鉄骨は既に寿命を超え、土砂災害の危険が常に付きまとう環境では、安心・安全を担保できません。一日も早く、整備事業が進みますようお願いしております。

### 〓地域生活移行支援と施設的环境〓

かいた婦人の村は、開設当初から、当時の福祉事情や、様々な個別の事情により、地元で生活の場が見つからなかった女性たちが沢山たどり着きました。行き場のない女性たちが共に暮らす「村」として、安心して暮らせるように、深津先生や当時の職員が、施設の中の暮らしの充実に力を注いできました。

その後、時代と共に社会福祉制度も変

わり、利用者の選択と契約による権利擁護制度のもと、様々な社会資源が地域に整備されてきました。利用者が適切に情報提供を受けられれば、暮らし方を自由に選べるようになってきたのです。

かにた婦人の村も、2011年度末の入所要綱改正(厚生労働省通知)で、「婦人保護長期入所施設は終生利用を目的とする施設ではない」と明文化されました。その数年前から、厚労省から「利用者の

希望に基づく地域生活移行支援の実施」を指導され、後に解体された国立コロニーや、県内の障害者コロニーの視察により、地域生活移行の過程を学びました。また、いずみ寮で地域生活移行支援やアフター支援を担当していた方から、地域の社会資源の活用方法やネットワークづくりを学び、そのノウハウを、当地での地域生活移行支援に活用してきました。

市役所の障害福祉担当の方に「安房地域・精神保健福祉・医療を考える会」という、支援者の勉強会を教えてください、障害福祉に関わる様々な職種の支援者と知り合い、多くの社会資源との繋がりを

作る足掛かりとなりました。

また、婦人保護事業について周知していただく良い機会にとらえ、いずみ寮の施設長や心理職の方に、レクチャーをしてもらうなど、婦人保護施設に入所される方の特徴を知ってもらうことや、地域の支援職の方々のレベルアップにも貢献できるように努めてきました。

そうやって、当地近隣での自立を希望する入所者の移行支援を進めてきた初期のころ、退所先としてお世話になる予定の東京の法人の理事長さんが見学にいられたことがあります。その方は障害のあるお子さんを抱えるお母さんの息抜きのための通所施設を始め、その後、障害児者や親御さん達のニーズに応えながら多種多様な事業を展開してきた方でした。その方が、開口一番「こんな狭くてプライベートでもないところに、よく利用者

を置いておけますね。私はとても悲しくなりました」と、本当に悲しそうな顔で話されました。私自身は残念ながらそのとおりだと思いました。客観的に見れば、根本的な住環境が大きく時代から取り残

されているということに、気付かされたのです。ちょうどその翌年が開設50周年で、その年に土砂災害の危険地域に指定されたこともあり、建て替え計画を進めるための地盤調査をスタートしました。

さて、そこから既に8年が経ってしまいました。かにた婦人の村の住環境は、大規模修繕を一度しましたが、基本的に1965年の開設時と変わっていません。改築改修が当たり前のように進む婦人保護施設の中で、かにた婦人の村だけが取り残されてしまったのは、施設の努力不足であったと反省しております。

一方で、全国から利用できる唯一の婦人保護施設というかにたの特徴が、補助金の地方自治体負担分を円滑に決められないという壁にもなっており、厚生労働省担当課のご苦労の多いことを痛感しております。

国・地方自治体・法人が一体となって、利用者の安全と新しい女性支援の仕組みに対応できる施設整備を進められますよう、皆様も、私たちと共に、神様に祈っていただければ幸いです。

## 新法

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定！

全国婦人保護施設等連絡協議会

会長 横田 千代子

## 新法制定の瞬間に立ち会って

2022年5月19日、午後1時少し前に、その瞬間が来ました。国会内の衆議院本会議にて自民党橋本岳議員から、新法が読み上げられました。議長が「この法案に異議はありませんか」との問いに、超党派議員が「斉に「異議なし！」と回答され、その声が国会内に響き渡り、新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が採択されました。

その瞬間、胸が熱くなり…涙が溢れました。「売春防止法の時代が終わった！」——長いながい歴史が塗り替えられた瞬間でした。

実は当日、山本香苗議員（与党PT）のご配慮により、戒能民江先生、堀千鶴子先生、村木太郎氏、横田の4人は、会議の傍聴をさせていただけいたのです。傍聴者は拍手も

声をあげることも禁じられており、喜びの感情は「目くばせ」のみでしたが、4人の心の中は「やった！やった！おめでとーう！」でいっぱいだったと思います。

その日のうちに、山本議員にご同行いただき、お力をいただいた衆参両議員の方々へご挨拶に回りました。40名近い議員の方々でしたが皆さんが「良かったですね！」とお声かけくださり、感動的でした。最後まで先頭に立つてご案内下さった山本議員には心から感謝を申し上げます。

思えば2021年5月13日に与党PTから新法の「骨子案」が出され、いよいよ法改正への動きへと気を引き締めていきましたが、その1年後に「議員立法」により新法が制定されるといふ大きな躍進に感無量です。

## 新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは？

新法の基本的な意義としては「売春防止法」にある対象者——売春を行うおそれのある女性の保護更生から、脱却させたことにあるといえるでしょう。

それは次にあげる新法の目的・定義から

も鮮明にわかります。それは、まさに私たちが長い活動の中で求めて来たものなのです。

目的：第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もつて人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義：第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

## 女性が解放された法律と言える「新法」

売春防止法「第3章 補導処分」「第4章 保護更生」が廃止されました。4章に規定されていた「婦人保護事業」が生まれ変わります。

特別刑法（売春防止法）の中に置かれてき

た「婦人保護事業」。そこには「女性の人權」「暴力被害からの回復支援」という視点は皆無でした。今回、定義の一番初めに「性的な被害」と記されています。人權侵害である性的な被害——今、支援する女性たちの、もっと多く、最も困難な課題です。法律に明記されたことは画期的な事だと思えます。売春防止法にはなかった意識です。

新法の目的・定義と売春防止法の目的を比べてみると、わが国は、66年間という長期にわたって女性たちが法の「管理下」に置かれてきたと言えるでしょう。

振り返れば、1995年9月、第4回の北京女性会議が開かれたことが思い出されます。そこですでに世界中の女性・少女が平等な権利と機会を持てるようにすることが話し合われ、北京宣言と北京行動綱領が採択されました。売春防止法が制定されて39年後、今から27年前の事です。

北京行動綱領では各国が取り組むべき12の重大領域が定められました。その中に人權・貧困・女性への暴力などが含まれています。今、売春防止法から解き放たれて、女性の

「権利」「被害からの回復」が法律によって定められたのです。やっと……。

新法は、北京行動綱領にそった「女性が解放された法律」と言えると思えます。

もう、婦人保護施設の根拠法は「売春防止法」ですと言わなくて済むようになりました。やっと……です。

**新たな法律を實踐にどう生かしてゆくか**

新法では婦人保護事業の3機関の名称が変わります。「婦人相談所」は「女性相談支援センター」、「婦人相談員」は「女性相談支援員」そして「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」になります。名称が変わるだけではなく、この3機関が、支援実践のカギになると思えます。

支援の中核にあつて、支援を必要とする女性たちのために「生きた法律」にしていかなければなりません。何より「当事者」を支援の中心におく支援体制の強化、協働、連携が求められます。まずは、今までになかった3機関の連携会議（仮称）の必要性を感じています。これから真価が問われると思えます。新法では公的責任も明確化されました。

売春防止法では女性を「犯罪者」として捉えられてきましたが、これからは「福祉の視線」で女性福祉としての構築を目指します。

また、新法では「民間団体との連携 協働」も盛り込んでいます。民間の活動はきめ細かな支援の特徴を持っています。女性たちを身近なところで発見し、寄り添い、つなげています。大きな力です。これからは公的機関と対等な協働・連携が求められます。この動きにより困難な状況に置かれている女性たちを速やかに支援の枠組みにつなげてゆきます。

**法の施行は令和6年…それまでに**

令和6年までの2年間、私たちは66年間背負ってきた「売春防止法」での支援全般意識・ルールなどを脱ぎ捨てなければなりません。大きな意識改革が求められています。特に「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」への変革、新法の「基本理念」を實踐にどう生かしてゆくか、今がすでにスタートです。解放からあらたな実践へ…「生きた支援」に向けての模索が始まっています。

（3頁の【報告】につづく）

施設だより

## かいたの高齢者(功労者)とともに

五十嵐 仁美

かいた婦人の村の山裾にあるユッカ寮では、高齢の方と重い持病があつて一般の寮での生活が困難な方が生活されています。現在は16名(うち3名は老健利用中)の方が在籍し、最高齢は89才、最年少は49才の肝硬変の方です。

2009年に入職した当時は利用者さんも10人ほどで、今よりお元気な方が多かったのですが、怪我や認知症などをきっかけに年々人数が増え、2012年からは、ユッカ寮の方だけ在宅として認めていただき介護保険が使えるようになりました。

そのことでみなさんの生活も激変し、個々のニーズに合わせて老健のデイケアでリハビリをしたりデイホームでお庭を眺めたりドライブに行かれたりと思いきいに過ぎされています。何より「お客様」として扱われること、また一般の家庭の

お年寄りと同等の立場で共に過ごすことが新鮮な驚きであり喜びでもあるようです。かいたとは全く違う環境や新しい人間関係をとても上手に楽しまれています。

かいた全体の高齢化も進んでおり、現在自立棟で生活されている方の中にも、ユッカ寮での見守りや介護サービスが必要と思われる方がおられますが、ユッカは既にキャパオーバーの状態です。

また、こちらに來られた時は歩行に不自由がなく二階の居室を利用していた方が、怪我や病変などで一階の居室しか使えなくなることもありがちで、骨折などで入院すると退院後のベッドが無くて老健に入所を余儀なくされたり、現在もベッドが足りなく交代でショートステイを使いながらシェアしていただいているお部屋もあります。退院可能な入院者の方にも「新しい建物が出来るまで待つていて下さいね」としか言えず、それはいつかと聞かれてもハッキリと返事が出来ないのが心苦しいです。

さて、平日は週に数回ずつデイサービスに通われているみなさんも、日曜日や

年末年始は全員ユッカにおられます。普段楽をしている私たちスタッフもこの日はトイレ誘導や洗濯、食事の支度や後片付けに大わらわです。職員を入れると15名になるので、連休ともなれば厨房から貰う食材も、まるでどこかの部活の合宿所のように、とても家庭用の冷蔵庫には入りきれません。そして、調理担当の職員は座る間もないほど一日中食事の支度に追われます。

数年前からお正月のお餅を介護食に切り替えたのですが、ある年の元旦、美味しい美味しいとお雑煮を平らげた方が、「お雑煮はまだなの？」とお台所にやって来ました。いま召し上がったじゃないですかと言うと、「あれはソーセイジじゃないか、お餅を食べさせてよ！」と言われびっくり。確かにその「お餅もどき」は魚肉ソーセイジのような丸いかたちをしていたのでした。

また、ある年の聖夜のこと。90才をとうに過ぎた認知症の方がお祈りの最中にお怒りモードになり、フォークを投げた「おさるのかごや」を歌ったり。慌て

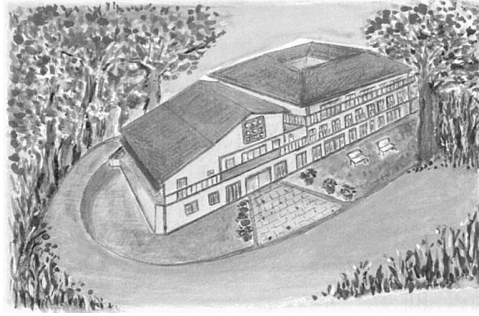


て大好物のコロッケをお出しして「ああ、うれしい」とご機嫌を治していただきました。聖夜の祝餐会は蝋燭の灯りだけで美しく厳かな雰囲気の中で食事をするのですが、「なんだか仏壇の中みたいだね！」と大きな声で仰る方がいたり、もう楽しくて仕方がありません。

とはいえ、皆さん普段はあまり会えない元の寮のお友達や職員を労わる言葉をかけられたり、長年歌ってきたコラールを間違えることなく歌われたり。かにたの一員として様々な経験をされ、かにたの歴史を見守って来られたこと、ここで長年生活していることを誇らしく思っておられることが伝わってきます。

行事など他の寮の皆さんと一緒に機会を大切にしたいと思ってきましたが、食堂や教会に行くとユッカの方が使用出来るトイレがなく、長時間そこにいることが難しくなり、行事や礼拝に参加出来る方が少なくなりました。また、遠足や旅行なども元気な方と同じコースやペースでは疲れてしまいます。個別に対応してあげたいと思いがなかなか上手くい

かないのが現状であり課題でもあります。新しいかにたの建物の図面では、高齢者の居住棟と食堂は同じフロアにあります。そこに住めるようになれば、また若い人たちと一緒にお食事をしたり歌をうたったり神さまのお話を聞けるのになあ、と考えてしまいます。



この文章を書か  
せていた  
だくこと  
になった  
ときに13  
年前に入  
職した当  
時の利用  
者さんを  
思い浮か

べてみたのですが、今もお元気なのは一人だけで、その方も現在はグループホームで生活されています。階段で転倒し骨折、リハビリのため老健に入所されたのですが、その後体調を崩し再び入院され、そのときに老衰で看取りの段階で

すと言われましたが、受け入れることが出来ず同系列のグループホームに転居させていただきました。

それから7年余、コロナ禍で暫く面会出来ませんでしたが、昨年末久しぶりにお会いし、少しも変わらずお元気でキユートなお婆ちゃんぶりに、とても安心しました。これまでユッカ寮で担当した18名の方を彼方へお見送りしてきましたがどの方も皆さん誇り高く愛しく可愛らしい方ばかり。そしてたくさんの楽しいエピソードの一つ一つが私の宝物です。

「ずっとずっとかにたに居て良いんだよ」と深津先生が皆さんにした約束は、婦人保護施設という体制では守りきれなく、24時間の見守りと介護が出来る施設に転居せざるを得ない場面がこれからも何度もあると思います。それでも出来るだけ皆さんが我が家と思つて下さっているかにたで過ごし、転居した後も寂しさを少しでも減らしてあげられるような支援をこれからも心掛けていきたいです。

(かにた婦人の村 主任)

ゆくよこ  
 シゲタカ  
 ひとこ

には、目の前にある和光樹林公園まで歩いて桜を見に行きました。きれいだっただ！

今は手押しカーを使うようになりまし

たが、元気にしています。眞山 知恵子  
 (インタビュー・横田千代子)

\*

6月23日桜庭歌子姉の誕生日に、好きな小布施・桜井甘精堂の栗羊羹を持って、相浜ガーデンを訪問。小川都代姉も6月1日生まれで、歌子姉96歳、都代姉88歳になられ、お元気で過ごしています。

6月25日土曜日の午後、Mさんの告別式が行われました。前々日の昼前、入院先から危篤との連絡で、掛けつけ、最期を看取らせていただきました。本当に安らかに、78年の生涯を閉じられました。かたにた生活は40年余り。  
 告別式には、妹さんのご家族4人が参列され、幸せなお別れとなりました。かたにたの仲間と共に納骨堂に眠りたいという本人の希望で、ご遺骨はご家族に抱かれてかたにたに帰りました。  
 暫くは入院前に生活していたユツカ寮に安置されます。これで、かたにた婦人の村開所後、百名もの友を天にお送りしたことになります。

\*

天羽 道子

「ふきのとう」での生活は慣れているし、安心して過ごしています。桜の咲く季節



(訪問・塩川成子)

面会は出来な  
 いたと思っていま  
 したが、玄関の外まで出てきて  
 くださり、かた  
 たで歌っている  
 メキシコの誕生  
 日の歌を、三人  
 で一緒に歌えて感激のひとつでした。

戦後76年をすぎたこの頃、戦争の悲惨を語りつづ人が少なくなりました。私は小学校3年から戦争一色の教育で国民は総力をあげて協力をさせられました。

1945年7月初め16歳の時、動員された飛行機を造る会社の勤務中に「六尺施盤」で鉄材を切っている時に右腕を巻きこまれ、危うくひじから切断する所でした。敗戦まで一か月、毎日空襲をさけて傷の治療に通い17針もの縫合は化膿せず20日余りで抜糸、自宅で安静、8月15日終戦、空しい日が続きました。

\*

細井 陽子

人の世の心おののく春風

それぞれの言葉の妙や春しぐれ

花満ちて人の心を和ましむ

平和への祈りとどかじ桜散る

枝々に咲き積りしか雪柳

植木 道子

賛助金・寄付金

ありがとうございます。

田知紗、堀越教子、松下明子、村田充子、  
村松一恵、森眞弓、森田富美子、森史子、  
八重樫眞理子、山田眞規子、山本泰広、

ター、日本基督教団石神井教会、同柿ノ  
木坂教会、同鎌倉雪ノ下教会、同霊南坂  
教会、同大和キリスト教会支援委員会

青木清子、赤山孝子、浅野康子、飯山泰

湯澤直美、余郷志津子、横田碩子、吉田

(敬称略 以上本部扱い)

子、池田直子、石橋勝己、石塚久江・八

桂子、吉田やす子、脇坂ゆかり、渡辺き

荒川恵美子、丸山紀久子(敬称略 以上

重、居谷教子、伊藤瑞男、今井佳代、上

ぬよ、渡邊雅雄、東洋英和女学院中高部

姉妹会扱い) 3月2日～6月30日

杉洋子、内田かやの、大浜亜紀、尾島夫

宗教委員会、立教女学院キリスト教セ

規子、カールソン

けい子、金室武子、

樺澤幸雄、河野健

児、岸尾光、金は

ぬる、工藤和恵、

小林充子、酒井忍、

佐藤千郎、佐藤聡

美、三瓶長寿、柴

山操、高田由利美、

竹森陽子、立野陽

田中裕子、東島昌

子、中村秀一、中

山勝也、萩野芳子、

橋本一人、八田満

千子、平山嘉繁、

福本和代、藤木正

一、藤巻契司、古

2021年度(令和3年度)決算報告

社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家

勘定科目		決算額	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	203,661,462
		就労支援事業収入	11,450,979
		障害福祉サービス等事業収入	25,328,120
		婦人保護事業収入	251,776,094
		借入金利息補助金収入	96,840
		経常経費寄附金収入	42,476,591
		受取利息配当金収入	5,489
		その他の収入	20,796,437
		事業活動収入計(1)	555,592,012
		事業活動による収支	支出
事業費支出	81,982,702		
事務費支出	46,171,014		
就労支援事業支出	11,108,227		
日中作業支出	3,285,449		
支払利息支出	106,044		
その他の支出	7,833,711		
事業活動支出計(2)	511,041,037		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		44,550,975	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	3,178,554
		施設整備等寄附金収入	3,500,000
	施設整備等収入計(4)		6,678,554
	支出	設備資金借入金元金償還支出	1,644,000
		固定資産取得支出	7,597,820
ファイナンス・リース債務の返済支出		176,688	
施設整備等支出計(5)		9,418,508	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 2,739,954	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	3,323,460
		その他の活動収入計(7)	3,323,460
	支出	役員等長期借入金元金償還支出	3,000
		投資有価証券取得支出	26,253,710
		積立資産支出	26,256,710
その他の活動支出計(8)		26,256,710	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 22,933,250	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		18,877,771	

\*2021年度事業報告並びに資金収支決算書は、法人ホームページに公開されています。

★ おしらせ

2022年2月25日、長い間、桜庭歌子の祈りの友としてお支えくださいました山畑佳恵様が召天されました。生前のお交わりを心から感謝し、ご家族の上に天父の慰めと平安をお祈りいたします。新しく祈りの友になられた方のお名前を感謝をもってお知らせいたします。

荒川恵美子様（桜庭歌子のため）

★ 理事会報告

第237回理事会 3月26日（土）

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】 第一号業務執行理事報告の件

【審議】

第一号 ハラスメント防止に関する規定案の件

第二号 2021年度第3次補正予算案

第三号 2022年度事業計画・予算案

第四号 かにた婦人の村建替え事業の件

第五号 勘定科目追加の件

理事・監事全員の賛成により原案通り議決。

第238回理事会 6月4日（土）

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】

第一号業務執行理事報告の件

【審議】

第一号 2021年度事業報告並びに決算

報告

第二号 2021年度監査報告の件

第三号 茂呂塾保育園給与規定変更の件

第四号 第17回定時評議員会開催の件

第五号 ハラスメント防止に関する規定

案の件

理事・監事全員の賛成により原案通り議決。

第239回理事会 6月15日（水）

決議の省略による議決

【審議】

第一号 かにた婦人の村建替事業借入金

返済原資の件

第二号 かにた婦人の村建替公募の件

第17回評議員会 6月25日（土）

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】

第一号 2021年度事業報告承認の件

第二号 かにた婦人の村建替え事業の件

【審議】

第一号 2021年度決算報告書承認

第二号 財産目録承認の件

★ 編集後記

主の大きな御名を賛美致します。

例年に比べ梅雨開けが早く、突然の猛暑に体がついていきませんが、皆様お変わりありませんでしょうか。

かにた婦人の村の施設建替え事業開始までには、越えなければならぬ課題が多くありますが、皆様と共に神様のご計画通りに進みますよう、お祈りしていきたいと思っております。

2022年7月15日発行（年3回）

発行人 大沼昭彦

編集人 村田英彦

印刷所 (株)印刷センター

発行所

〒178-0006

東京都練馬区大泉学園町7-17-30

社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家

電話 03-3924-2238

<https://www.bethesda-dmh.org/>

振替口座 001900-2-1338164